

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止のための顧客等受入方針

1.目的

本方針は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」という。）から当社及び当社の顧客等を守るため、顧客等の受入に関する基本方針を定めるものである。

2.顧客受入方針

当社は、当社が提供する商品・サービスがマネロン・テロ資金供与に利用されることを防止することを目的として、適切な属性の顧客等が適切に取引を行うことを確保するための確認手続を本方針に定め、マネロン・テロ資金供与リスクが受容可能な水準と判断した相手先について、顧客または取引先として受け入れることとする。

(1) 顧客のリスク評価に応じた対応方針

当社のリスクについて犯罪収益移転危険度調査書を踏まえて評価を行った結果、リスクが高いと考えられる顧客・取引等は確認されなかったことから、犯罪収益移転防止法上求められる取引時確認の対応を適切に行うこととする。取引時確認を行う必要がない顧客に対しては、通常の本人確認を行うのみとし、取引時確認を実施しない簡素な顧客管理を行うこととする。

(2) 取引時確認を行う顧客の条件と判断方法

①以下に該当する場合には、取引時確認を行うこととする。

<取引時確認を行うべき取引・顧客>

- ▶対象取引
 - ・200万円を超える大口現金取引等
- ▶顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引
 - ・疑わしい取引
 - ・同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引
- ▶ハイリスク取引
 - ・なりすましの疑いがある取引
 - ・確認記録に係る事項を偽っていた疑いがある顧客との取引
 - ・特定国等に居住している顧客との取引
 - ・外国PEPsとの取引

②判断方法・対応方法

a. 営業本部は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に関する顧客対応マニュアル」に定める方法により、取引時確認を行う必要のある顧客か否か確認を行う。経営管理本部は、顧客の氏名等の情報を反社データベース等と照合し、その結果を確認する。その結果、取引時確認に該当する可能性がある取引・顧客を確認した場合には、統括管理者に対して報告を行う。

b. 統括担当者は、取引時確認が必要な顧客か否か最終判断を行う。

取引時確認が必要と判断した場合には、営業本部長に対して、顧客へ取引時確認を行うよう指示を行

う。

c.営業本部は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に関する顧客対応マニュアル」に定める方法で取引時確認を行う。

(3) 取引の謝絶

①謝絶の条件

取引時確認を行った結果、特にマネロン・テロ資金供与リスクが重大である項目に該当した場合は、総括担当者の判断で原則として取引の謝絶を行う。謝絶を行う条件は以下のとおりとする。

- ・反社会的勢力
- ・制裁対象者
- ・顧客と別の人物が顧客を装って取引
- ・実質的支配者が不透明な法人
- ・事業の活動の実態や合法性が強く疑われる先
(具体的には、フロント企業、「犯罪収益移転防止法」の前提犯罪への関与等)
- ・その他、顧客等の情報や取引状況の分析等から、リスクが高く注意を要するものと当社が個別に判断した先

既存顧客等が特にマネロン・テロ資金供与リスクが重大である項目に該当することとなった場合等を含め、時間を要しても関係解消・排除に向けて継続的な施策を講じるものとする。

②留意事項

なお、顧客等受入の趣旨に反するような一律の謝絶や、合理的理由のない謝絶は行わないものとし、マネロン・テロ資金供与リスクが認められなかった場合には、マネー・ローンダリングに係る責任者等の判断により取引継続可否等の取扱いを決定する。

3.所管・改廃権限

本方針は経営管理本部が所管し、改定および廃止は取締役会にて行う。軽微な改訂に関しては経営管理本部にて行うこととする。

2024年4月1日制定・施行